## 課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト

## 使用者が遵守すべき事項

- 体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航 又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- □マスクを持参すること (受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- □こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- □ソーシャルディスタンス(できるだけ2m以上、最低でも1m)を確保すること(障がい者の誘導や 介助を行う場合を除く)
- □使用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- □課外活動施設における飲食は屋内、屋外を問わず最小限の水分補給・栄養補給にとどめること
- □ゴミは適切に処理し、飲みきれなかった飲料をフィールド等に捨てないこと
- □感染防止のために決めたその他の措置の遵守、また指示に従うこと
- □使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無 等について報告すること
- □課外活動施設使用前後のミーティングや反省会等においても、三つの密を避けること

## 使用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- □十分な距離を確保すること
- □運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
- □強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- □マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること (※) 感染予防の観点からは、少なくとも1mの距離を空けることが適当である。
- □位置取り:走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば 前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- □運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- □タオルの共用はしないこと

171	- 1
1/1	_